

総務厚生常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）	4
議案第 5 号 矢板市公告式条例の一部改正について	13
議案第 8 号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について.....	16
議案第 9 号 矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について	18
議案第 2 号 令和 2 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	19
議案第 1 2 号 矢板市デイサービスセンター設置条例の廃止について.....	21
議案第 1 5 号 木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について	22
議案第 3 号 令和 2 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	23
議案第 4 号 令和 2 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	25
議案第 1 1 号 矢板市児童館設置及び管理条例の廃止について.....	26
議案第 1 3 号 矢板市子ども未来館の指定管理者の指定について	27
議案第 1 4 号 矢板市学童保育館及び泉はつらつ館の指定管理者の指定について ...	31
委員長報告	32
閉 会.....	32

1 日 時

令和2年12月1日（火）午前9時53分～午後1時25分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（7名）

委員長	櫻井 惠二				
副委員長	中里 理香				
委員	石塚 政行	神谷 靖	伊藤 幹夫		
	石井 侑男	中村 久信			

4 欠席委員

なし

5 説明員（24名）

(1) 総合政策課（2人）

①総合政策課長 高橋弘一
②政策企画担当 加藤清美

(2) 総務課（6人）

①総務課長 塚原延欣
②行政担当 佐藤賢一
③行政担当 室井泰宏
④人事担当 星宮良行
⑤財政担当 松本一裕
⑥管財担当 船山幸男

(3) 税務課（4人）

①税務課長 丸谷久美子
②管理収納担当 前野路代
③市民税担当 清水ゆう子
④資産税担当 荒浪弘和

(4) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 石崎五百子

(5) 高齢対策課（2人）

①高齢対策課長 村上治良
②介護保険担当 日賀野真

(6) 子ども課（4人）

①子ども課長 田城博子
②健康支援担当 岡信乃
③子育て支援担当 手塚良幸
④保育担当 山下征子

(7) 健康増進課（2人）

①健康増進課長 沼野晋一
②国保医療担当 吉田佐江子

(8) 暮らし安全環境課（1人）

①暮らし安全環境課長 小野寺良夫

(9) 市民課（2人）

①市民課長 柳田恭子
②市民・年金担当 田代和子

6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 担当書記 森山 敦、矢板 寿江

8 付議事件

- 議案第 1 号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 2 号 令和2年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 3 号 令和2年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 4 号 令和2年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 5 号 矢板市公告式条例の一部改正について
- 議案第 8 号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 9 号 矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について

- 議案第11号 矢板市児童館設置及び管理条例の廃止について
- 議案第12号 矢板市デイサービスセンター設置条例の廃止について
- 議案第13号 矢板市子ども未来館の指定管理者の指定について
- 議案第14号 矢板市学童保育館及び泉はつらつ館の指定管理者の指定について
- 議案第15号 木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（櫻井恵二） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（9時53分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第5号まで、議案第8号、議案第9号及び議案第11号から議案第15号までの12件である。

議案第 1号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第7号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣）

（「補正予算書」1ページを朗読、2～8ページにより説明）

（詳細について「予算に関する説明書」4～25ページにより説明）

歳入

14款1項1目 民生費国庫負担金 障害者自立支援給付費負担金、障害児給付費等負担金は国1/2の分。

14款2項2目 民生費国庫補助金 社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金はシステム改修の分で1/2の補助、介護保険事業費補助金についてもシステム改修分で1/2補助。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金もシステム改修分であるが、こちらは基準額である。

15款1項1目 民生費県負担金 障害者自立支援給付費負担金、障害児給付費等負担金は1/4の県負担分。後期高齢者医療保険基盤安定負担金は3/4である。

- 1 5 款 2 項 1 目 総務費県補助金 市町村総合交付金は 10/10 で、社会福祉委員の費用弁償交付事務経費の交付事務の増に伴うもの。
- 1 5 款 2 項 2 目 民生費県補助金 重度心身障害者医療費補助金で 1 / 2 の補助。
- 1 5 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金 緊急捕獲活動推進事業費補助金は鹿、イノシシの捕獲にかかるもので、国費と県費を合わせて県費として入るもの。
- 1 5 款 2 項 8 目 教育費県補助金 国民体育大会市町競技施設整備費補助金は内示額に合わせての確定。
- 1 7 款 1 項 2 目 ふるさと納税寄附金 令和 2 年度上期で前年度比 340%ほどの状況にあり、直近 9 月も前年度比 170%と増大していることから 5,000 万円増を見込むもの。
- 1 7 款 1 項 3 目 衛生費寄附金 5 名からのコロナ対策等への寄附。
- 1 8 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金 財政調整基金の繰入金。
- 2 0 款 4 項 3 目 過年度収入 障害者医療費、障害者自立支援給付費の国と県の追加交付分。
- 2 0 款 4 項 4 目 雑入 その他の雑入であり、プラスの分として、9 月 9 日の雷で、矢板運動公園多目的グラウンドの照明施設で落雷事故が発生し、それに対する損害保険金である。マイナスの分が令和 2 年度のスポーツ振興福利事業の決定による相殺となっている。
- 2 1 款 1 項 4 目 土木債 道路整備事業は道路橋梁の補修分。
- 2 1 款 1 項 5 目 消防債 消防防災施設整備事業で、防災行政無線整備工事の設計にかかるもの。
- 2 1 款 1 項 6 目 教育債 国民体育大会推進事業は充当率が 100%の事業に該当したので、それによる増。

歳出

歳出においては、それぞれに職員給与費等の部分があるが、全て人事院勧告によるボーナス 0.05 か月分が下がることによる減と時間外勤務手当の調整となっているため、個別の説明は省略する。

2 款 1 項 6 目 企画費 5,000 万円増を見込むふるさと納税の経費。

2 款 2 項 2 目 賦課徴収費 収納事務の償還金、利子及び割引料は個人市民税、法人市民税、固定資産税の還付金の不足見込み額を補正するもの。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費 地域福祉事業は、交付金が増になる社会福祉委員の報酬分。更生医療給付事業の償還金、利子及び割引料は過年度の返還金。障害者総合支援事業の委託料は法改正によるシステム改修費分。扶助費は障害福祉サービス費の増とコロナで学校が休校になったことによる障害児の通所給付費の増。償還金、利子及び割引料は過年度の返還金。生活困窮者自立支援事業の償還金、利子及び割引料は過年度の返還金。国民健康保険特別会計繰出金は財政安定化支援事業分である。後期高齢者医療費の療養給付費負担金は確定による精算。後期高齢者医療特別会計繰出金は、システム改修による増と保険料軽減による広域連合納付金補填分が減となり、相殺したものである。

3 款 1 項 2 目 老人福祉費 介護保険特別会計繰出金は介護保険費負担金システム改修費地域支援事業費の市負担分。

3 款 1 項 3 目 国民年金費 償還金、利子及び割引料は過年度の返還金。

3 款 1 項 4 目 医療助成費 重度心身障害者医療費助成事業の扶助費は利用者増によるもの。

3 款 2 項 1 目 児童福祉総務費 児童扶養手当支給事務の委託料は、富士通の児童扶養手当システムのサービスの停止により、TKCへ切り替えるための初期導入費用。特別児童扶養手当支給事務の償還金、利子及び割引料は、過年度の返還金。育成医療給付事業の償還金、利子及び割引料は、過年度の返還金。子育て総合支援拠

点運営事業の工事請負費は、今回の改修に伴い2階の診察室として使用していた部屋の流し台を撤去したところ床補強の必要が生じたことによる増。

3款2項4目 児童福祉施設費 児童館活動支援事業の委託料は矢板市子ども未来館の2月及び3月分の指定管理料。

3款3項1目 生活保護総務費 生活保護適正化運営対策事業の償還金、利子及び割引料は過年度の返還金。

4款1項1目 保健衛生総務費 健康増進事業と母子保健事業の償還金、利子及び割引料は過年度の返還金。

4款1項2目 予防費 成人予防接種事業の償還金、利子及び割引料は、過年度の返還金。

6款2項2目 林業振興費 有害獣駆除事業の報償費は、鹿、イノシシの捕獲頭数の増。当初350頭/年を見込み予算立てしたが、10月末で330頭であり、予算が底を尽きる状況のため、捕獲頭数110頭を追加する補正である。

7款1項2目 商工振興費 商業等活性化支援事業の委託料は矢板市魚菜市場の建物の表題登記をするためのもの。使用期間が令和3年3月31日までとなっており、矢板市魚菜市場商業協同組合に貸し付けを行っているが、期限が切れるのを契機に売却を予定する流れの中の表題登記となる。

7款1項3目 観光費 観光PR事業の扶助費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で実施している「家族で満喫!!わくわくクーポン」が好評につき、換金が不足することによる補正増となる。20%くらいの換金を予定していたが、30%くらいになる見込み。

8款1項1目 土木総務費 道路台帳整備事業の委託料は道路台帳整備の新規として矢板北スマートインター線、下太田5号線、下太田6号線。改良として、木幡安沢1号線、市道109号線、安沢6号線、長井7号線等がある。

8款2項4目 橋りょう維持費 橋りょう維持事業の工事請負費は、交付金事業として実施しているが、その事業の振替となり、市道山田3号線の久保田橋の橋梁の補修工事を実施するもの。振替内容はJRに委託している矢板駅西口から東口に行く人道橋の点検が安価になったためである。本来であれば安価になった分のJRへの負担金も今回の補正で減となるところだが、JRから減になる事務処理が進んでいないとのことで、工事のみ12月補正としている。

8款3項1目 河川費 普通河川整備事業の委託料は、富田用水の詳細設計を実施中であるが、JR宇都宮線のそばを通るため、JR協議の結果、ルート変更をせざるを得ない状況にあり、その増となるもの。工事請負費は、大雨で崩れた2か所の復旧。

8款5項1目 住宅管理費 市営住宅管理事業は、令和3年度から指定管理者制度へ移行することに伴い、市営住宅管理システム増設を必要とするための経費である。委託料はセキュリティを強化したネットワークの構築、使用料及び賃借料は3回線の1か月分の使用料、工事請負費は回線工事3回線分である。3回線は、指定管理者、市、システム構築業者の3者である。

9款1項4目 防災費 防災活動推進事業の委託料は、防災行政無線通信設備整備工事の令和3年度実施分設計業務である。予定としては拡声子局50基と戸別受信機となる。

10款2項1目 学校管理費 小学校維持管理事業は矢板小学校の非常用放送設備が8月に壊れたため、その修繕料。

10款3項1目 学校管理費 中学校一般管理事業、中学校維持管理事業、いずれも片岡中学校に新たに特別支援学級ができることに伴う費用。備品購入費がパーティション、文書棚やモニター、工事請負費はクールダウンさせるための小空間を作るための工事費。

10款4項2目 公民館費 地域づくり推進事業の補助及び交付金は田野原自治公民館改修に対する30%の補助。改修内容は、玄関の引き違い戸の入替、土間の段差解消、ガス台周りの防火壁設置である。

10款5項1目 保健体育総務費 生涯スポーツ推進事業は矢板中央高校が全国高校サッカー選手権に出場することによる補助金の予算不足のための補正。

10款5項2目 体育施設費 体育施設維持管理事業の工事請負費は、9月9日の雷の際の多目的グラウンドの照明設備の復旧工事である。

給与費明細書の特別職の中で、8万8千円増となっているのは社会福祉委員の報酬分である。一般職の職員手当も増となっており、職員手当の増減額の明細としては、制度改正に伴う増減分、その他の増減分である。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」は、泉はつらつ館管理運営事業、木幡北山はつらつ館管理運営事業、矢板市子ども未来館管理運営事業、矢板市学童保育館管理運営事業、矢板市八方ヶ原交流促進センター管理運営事業は指定管理者制度のもの。健康マイレージ事業は令和3年度から令和5年度までの3年間のもの。「令和2年度栃木県信用保証協会の矢板市中小企業振興資金（創業資金）利子補給金」は、要綱により金融機関から貸付を受けた日から7年以内と期間設定しているもの。

議案第1号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 17ページの商業活性化支援事業の矢板市魚菜市場を売却するための委託料については、市の所有物件であり売却する予定だということだが、面積や立地条件がいいので売れると思うが、もう少し詳しく伺いたい。21ページの矢板中央高校の全国大会出場のための協賛金として20万円が出ているが、協賛金は幾ら出す予定か。

- 総務課長 魚菜市場の敷地面積は1855.74㎡、建物は市場と事務棟の2つあり、市場は407.60㎡、事務棟が504.90㎡である。補助金としては100万円を支出するために、現行予算の中で不足する額20万円を補正するものである。
- 中村委員 歳入の大部分を占めているのは財政調整基金であるが、その理由を詳しく伺いたい。
- 総務課長 大きな要因としては、過年度返還金というものが幾つかあったと思うが、過年度返還金が全て一般財源対応となるためである。一番大きいのが生活保護適正化運営対策事業で、約7,300万円を返還するというものである。一般財源不足で財政調整基金に頼らざるを得ないというところである。
- 中村委員 予定していなかった過年度返還金については、合計すると歳出の2億円ちょっとと合致するということでよいか。
- 総務課長 全部足すと2億円となるものではない。そのほかに補助事業であれば裏負担分というものがあり、1/2補助の場合は残り1/2を市が負担し、それが一般財源ということになる。起債できるものは起債するが、100%起債でなければ市の一般財源から持ち出さなければならないものもある。
- 中村委員 一般財源から出すというのは分かるが、財政調整基金を取り崩すという意味合いを聞いている。
- 総務課長 今回の12月補正については、歳入において一般財源として手当できるものがないため、財政調整基金からの繰り入れとなる。
- 中村委員 今回取り崩して、残りは幾らか。
- 総務課長 12月補正の時点で、4億7千万円くらいとなる。財調については、3月で積み増しができるものと財政担当としては考えている。しかし今年はコロナの対応で財調を使っているため、年度当初7億9,400万円ほどあったが、そこまでは戻らないのかなと思っている。

- 中村委員 いろいろな自治体でも危機的な状況にある。矢板市も昨年度末で若干増えたが、健全な貯金としてみなされる額には到達していない。財政当局としてしっかりと運営してもらいたいののでよろしくお願いします。
- 伊藤委員 収入がないと支出を抑えなければならない部分もあると思う。歳入のふるさと納税について、上期の340%アップの要因は。
- 総合政策課長（高橋弘一） この要因としては、前半については昨年度国の制度改革があったので少なく、今年度が増えたとの思いがある。今回1.7倍ほどなのは制度改革で今までほかに行っていたのが矢板に来たのかなと、細かな分析はしていないがそういったところが考えられる。様々な魅力ある返礼品の開発等に努め、増やしていければなと考えている。
- 伊藤委員 つまり前半に関しては、ボトムが下がった、分母の分が下がったから、上がったということか。返礼品の主なものはどういったものか。
- 総合政策課長 返礼品で人気があるものはいちご、レトルトカレー、りんごが上位を占める。
- 伊藤委員 食べ物が多かったということか。制度改革前では、一番多かったのは牛肉が多かったのではないのか。
- 総合政策課長 改正前の昨年度以前は、旅行券が多かった状況である。
- 伊藤委員 道路橋りょう維持費の中で、山田3号線の工事費は幾らか。この全ての金額がそうか。
- 総務課長 確定ではないが、JRの人道橋のほうが500万円くらい減となる。橋梁を直すのに500万円のところでストップするわけにもいけないので、山田3号線の久保田橋を直すのには900万円必要であるということ。
- 伊藤委員 山田3号線の件は理解したが、JRのほうの橋梁で、前から何人かの委員が言っているが、その南側に危険な橋梁があるが、あれはどうなっているのか。あの持ち主はJRのものか。

○総務課長 今回点検した人道橋の南に歩道橋というか、人道橋が1つあり、市のものである。今回点検した人道橋は市道に認定されているので、交付金事業が活用できるが、南側の歩道橋、人道橋は市道には認定されていない。道路法上の5年に1回の点検の義務はないが、何とかしなくてはいけないという思いはあり、執行部としては考えている。点検するにしても、市道に認定しないと起債なども使えないし、まずは点検してみないと答えも出ないと思う。点検についてもJRに負担金を支払うことになるのだが、JRはいい値段を示すので、財源的なものも含め、時期等、市道として認定するのかを建設課のほうで考えているところである。

○伊藤委員 非常に危険、見るからに危険である。思いだけでなく夢を形にしてください。

歳出の防災費について、防災行政無線の戸別受信機の単価は幾らか。前は四、五万円と聞いていたが。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫） 戸別受信機については1機当たり1万6千円である。

○伊藤委員 幾つか見積もりを取ったのか。

○くらし安全環境課長 戸別受信機の設計を委託し、入札方式で行っている。戸別受信機と防災無線の入替などを一括発注し、NECが工事を請け負っている。

○伊藤委員 これに対する補助制度とかはないのか。

○くらし安全環境課長 補助制度については、国の補助事業はないが、起債事業として100%起債となっている。

○伊藤委員 もともと防災無線はあるので、それに対する補助事業は難しいと思うが、防災無線を作るときに相当の補助金をもらっていた、何年前か。

○くらし安全環境課長 平成26年である。

○中村委員 企画調整費のふるさと納税の件、前も指摘したが、5,000万円増額を見込んで、それに係る経費を併せて計上している。ふるさと納税が増えることは矢板市

にとっていいことだが、増えれば増えるほどそこにかかる経費を取りあえず一般財源から出さなければならないというのは、外から寄附をもらったのに、経費は経費として払いながら、いただいたものをとりあえずプールするという仕組みはいかかなものかと思う。いただいたものに対するお礼の経費であれば、いただいたものからとりあえず拋出して、残ったものを基金に積むというのが普通のやり方だと思う。やり方を急に変えるというわけにはいかないと思うが、検討の余地が大いにあると思うので、意見として述べるが、ぜひ前向きな検討をお願いする。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (10:48)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:49)

議案第 5号 矢板市公告式条例の一部改正について

○委員長 議案第5号を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」2ページを朗読。条文の朗読は省略し、詳細について説明)

現在、条例等を交付する際に、市役所、泉公民館、片岡公民館の3か所に掲示場を設け、掲示をしている。これを泉公民館、片岡公民館の掲示場を廃止し、市役所の1か所にする改正である。

改正の理由としては、市民の利便性向上である。現在の掲示スペースに限りがあり、掲示物をずらして設置している状況にあるため、現状は市民の方が見づらいという課題がある。これを1か所に掲示することにし、併せて見やすい仕組みづくりとして市役所総務課、泉公民館、片岡公民館にて閲覧できる方式に変更するものであり、市民にとって見やすい環境になるものとする。それに併せて市役所、泉公民館、片岡公民館を職員が回るのに小一時間かかるが、市役所だけになり労力の軽減を図るものである。

第2条第2項は市役所、泉公民館、片岡公民館の3か所を掲示場に規定しているが、これを市役所のみとする改正である。3条以下については、いずれもこの改正を機に現在の条文の言い回しに改正するものである。施行は令和3年1月1日とする。

議案第5号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第5号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○中村委員 全協でも話があったが、3か所あるものを1か所にするにより、利用者が見やすくなるという意味合いがいまいち理解できないが説明していただきたい。

○総務課長 なくすことにより見やすくなるというのは直結しないが、今現在は見づらい状況なのかなと課題として認識している。なくす代わりに公民館あるいは総務課で閲覧できるシステムを作って、見てもらったほうがより見やすいのかなと。併せて職員の労力が減るところである。

○中村委員 掲示場を見ている人はどれくらいいるのか。費用対効果を見れば公民館に置いたほうが閲覧しやすい気もするが、見ている人数を把握されているか。

○総務課長 掲示場を閲覧している数は把握していない。私が公民館へ行ったときも、掲示場を見ている人は見たことはない。質問からそれるが掲示場を撤去すべきだが、屋外の掲示場として当分の間は使ってもらえると思っている。

○中村委員 条文のかぎ括弧は、そこをくくって、分かりやすくするために付けているか。「金融機関名」は条文中にかぎ括弧がある文言か。それを強調するのであれば前にもかぎ括弧が2つ付くのではないか。

○総務課長 大変分かりづらい書き方で申し訳ないが、これがこの条例を改正する際のルールとしてご理解いただきたい。同項ただし書中の括弧は強調するための括弧であって、前のかぎ括弧については「当該機関名」を強調するかぎ括弧である。

改正する際、必要最小限に取り出すときにも、取り出すことによりほかとの区別がつくよう、最小限での取り出し方をしている。

○神谷委員 紙ベースの掲示では貼りに行くのが大変であり、限られたスペースで紙を貼らなければならないので見づらいという話だが、電子掲示板の話はないのか。わざわざ貼りに行くとか、スペースの問題が解消されると思うがいかがか。

○総務課長 条例にも規定があるが、地方自治法で公布、公告をする際には掲示場に掲示を行うことが法で規定されている。国の動きが変われば併せて変わる。今現在矢板市独自でということは考えていない。

○神谷委員 国のほうでそういった流れがあったら、検討可能性があるということで、できるだけサービスを落とさずにできればと思っている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決された。

議案第 8号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 議案第8号を議題とする。提案者の説明を求める。

○税務課長 (丸谷久美子)

(議案及び条文の朗読を省略し、「議案書」9～13ページにより詳細を説明)

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日公布され、国民健康保険税の減額に係る所得の基準の改正があり、令和3年1月1日から施行される。この改正に伴う改正と、併せて減額の規定について所要の整備を行うため国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

国民健康保険税においては、均等割額と平等割額を2割、5割、7割に軽減する制度があり、国民健康保険税条例第21条、国民健康保険税の減額の条文に規定されている。

第1条はその軽減額について減額となる額を規定しているものを割合で規定するものに改正するものである。

第2条は所得課税の見直しに伴う給与所得控除、公的年金等控除の10万円への引き下げと、基礎控除の同額引き上げの見直しによる影響を考慮し、軽減基準額の算定方法の改正である。軽減基準額の判定における基礎控除額を10万円引き上げ43万円にし、年金、給与所得者の数から1を減じた数1人につき10万円を加えるとする改正である。

施行期日、適用区分については、附則に記載のとおりである。

議案第8号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第8号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○中村委員 ざっくりでいいのだが、固定した金額を比率に変えることで、どう変わるのか。

○税務課長 額を規定しているものを割合で規定するものに変えたことで、実際に適用される軽減額には変更がない。第21条の第1号で7割、第2号で5割、第3号で2割の軽減についてそれぞれ規定しており、さらに3つの各号ごとに基礎課税分後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分それぞれについて均等割額減額額、平等割額減額額を規定している。税率改正に伴う例規整備に関して、現行の金額表記である場合、税率改正があるとそれぞれについて整備が必要となるが、軽減割合で表記した場合であれば税率の改正のみとなるため、税率改正に伴う例規整備の負担が軽減されることから、割合表記に変更するものである。

○中村委員 今回ここに記載されている金額と算出した額は同じであるということで、今後税率が改正になったときに、こういったことをしなくても済むという解釈でよいか。

○税務課長 お見込みのとおり。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決された。

議案第 9 号 矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について

○委員長 議案第9号を議題とする。提案者の説明を求める。

○税務課長

(議案及び条文の朗読を省略し、「議案書」15～17ページにより詳細を説明)

地方税法の一部を改正する法律等が令和2年3月31日公布され、この改正に伴い、矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等について、所要の整備を行うため条例の一部を改正するものである。

この改正は3つの条文からなる改正であり、第1条は矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金に係る条例の一部改正、第2条が矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正、第3条が矢板市介護保険条例の一部改正となる。3条とも改正内容は同様となり、その主な内容は2点ある。

1点目は用語の整理。これまで「特例基準割合」と規定していたものを「延滞金特例基準割合」に改正し、計算の前提となる「割合」を「平均貸付割合」と規定するものである。

2点目は延滞金の割合がゼロ%とならないための下限の整備である。延滞金計算後の各割合が年0.1%未満であるときは、年0.1%の割合とするものである。

施行期日、経過措置については、附則に記載のとおり。

議案第9号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11:14)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:16)

議案第 2号 令和2年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○委員長 議案第2号を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長(村上治良)

(「補正予算書」9ページを朗読、10～11ページにより説明)

補正予算の主な理由は、保険給付費等の調整するための事業費の補正と介護保険法の介護報酬改定に伴うシステム改修などに要する費用の補正である。

(詳細について「令和2年度予算に関する説明書」30～37ページにより説明)

歳入

1款1項1目 第1号被保険者保険料 現年度分特別徴収保険料は、保険給付費の不足及び介護保険料の減免措置により減額する分。現年度分普通徴収保険料は、介護保険料の減免措置により減額する分。

3款1項1目 介護給付費負担金 介護給付費の不足分。

3款2項1目 調整交付金 介護給付費と地域支援事業費の不足分。

3款2項2目 地域支援事業交付金 介護給付費と地域支援事業費の不足分。

3款2項6目 介護保険災害等臨時特例補助金 介護保険料の減免措置における減額分が国から6/10補助されるもの。

4款1項1目 介護給付費交付金 介護給付費と地域支援事業費の不足分。

4款1項2目 地域支援事業支援交付金 介護給付費と地域支援事業費の不足分。

5款1項1目 介護給付費負担金 介護給付費と地域支援事業費の不足分。

5款2項1目 地域支援事業交付金 介護給付費と地域支援事業費の不足分。

8款1項1目 介護給付費繰入金 介護給付費の不足分にかかる繰入金。

8款1項2目 その他一般会計繰入金 介護報酬改定等に伴うシステム改修に伴う一般会計の繰入金。

8款1項3目 地域支援事業繰入金 地域支援事業費の不足に係る一般会計からの繰入金。

8款2項1目 介護給付基金繰入金 介護給付費の不足に係る基金繰入金。

歳出

1款1項1目 一般管理費 介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る業務委託料。

2款 保険給付費 各項各目において、各種の介護サービス給付費の不足分

3款1項1目 介護予防・生活支援サービス事業費 訪問型及び通所型サービスに不足が生じるための補正。

3款4項1目 審査支払手数料 国保連合会への手数料となるもの。

議案第2号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第2号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 コロナ禍の中、介護者の離職が増えていることがよく報じられているが、矢板市においてはこういった現状なのか。

○高齢対策課長 介護者の離職が増えていることについては、コロナ禍において現場のつらさはあると思う。今、次期3か年の高齢者プランを策定中で、国から介護の労働力不足の手当てを次の計画で盛り込むことが来ている。現場の実数は手元に持ち合わせていないが、施設はあるが働き手不足で入所者定員枠まで入れられないような状況も見受けられる。これからは労働力をいかに確保していくかに移っていくのではないかと考えている。

○伊藤委員 国のほうでも負担金、国の補助金を増やすことが報じられている。人的な支援をもっと厚くしていかなければと思うので、ぜひよろしく願います。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決された。

議案第12号 矢板市デイサービスセンター設置条例の廃止について

○委員長 議案第12号を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「提出議案説明書」4ページ並びに「議案書」22～23ページを朗読し、詳細について説明)

片岡デイサービスセンターは平成12年4月に開所した施設であり、今年度末までの21年間を医療法人社団あかね会に委託しているところである。今回の指定管理期間の満了に伴い、不動産鑑定評価価格は土地と建物合わせて2,530万円になるが、有償譲渡を行うものである。現在の利用者への影響は、今後も同じスタッフで運営されていくとのことで、影響はないものと思っている。条例廃止の議決後、利用者への周知、譲渡の手続きなどを進めていく。

議案第12号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第12号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 12 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決された。

議案第 15 号 木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について

○委員長 議案第 15 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「提出議案説明書」4 ページ並びに「議案書」26 ページを朗読し、詳細について説明)

木幡北山はつらつ館は県営木幡北山住宅の整備に伴い設置されたもので、平成 17 年 6 月 1 日に開所している。設置の目的は、地域の高齢者が生涯を健康で明るく活力に満ちて触れ合いを通して豊かさゆとりを実感できる交流の場、生きがいつくりの拠点となるための施設となることを目的としている。指定管理期間が今年度末をもって終了となるため、公募による募集を行い、労協センター事業団のみの申請ではあったが、選考委員会にて候補者の選定をしたところである。昨年度の実績も新型コロナウイルスの影響があったとはいえ、ここ 2 年間続けて年間 5 千人を超える利用者となっている。様々な事業展開を工夫されているので、利用実績は伸びているところである。

議案第 15 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 15 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 指定管理者は同じ事業団ということで指定管理料の改定等があったのか。財源については、100%県補助金と思っていたが、財源の裏付けも伺いたい。

○高齢対策課長 指定管理料については5か年間の議決後、年度別協定を各年度ごとに決めていく。今回の指定管理料は、これまでの5年間と同額である。補助金については、はつらつ館の事業は地方創生推進交付金を充てており、推進交付金であるので3年間の事業展開となると思う。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決された。

議案第 3号 令和2年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○委員長 議案第3号を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長(沼野晋一)

(「補正予算書」13ページを朗読、14～15ページにより説明)

(詳細について「予算に関する説明書」42～45ページにより説明)

歳入

1款1項1目 一般被保険者国民健康保険税 令和2年度の調定額の年度末の見込みにより増額するもの。

5款1項1目 保険給付費等交付金 令和2年度の特別調整交付金の年度末の見込みにより減額するもの。

8款1項1目 一般会計繰入金 令和2年度の財政安定化支援事業繰入金の年度末の見込みにより増額するもの。

8款2項1目 財政調整基金繰入金 令和2年度の繰越金等の増額により、基金繰入が不要となったため減額するもの。

9款1項2目 その他繰越金 前年度の繰越金。

10款3項6目 雑入 過年度分の過誤調整等返還金であり、令和元年度分の精算により国保連から返還されるものであり、増額するもの。

歳出

1款1項1目 一般管理費 事務費の委託料は、税制改正に伴うシステム改修委託費。

8款1項3目 償還金 保険給付等交付金の前年度分を概算払いし、精算したところ超過交付があったため返還するもの。

議案第3号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第3号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決された。

議案第 4 号 令和 2 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長 議案第 4 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

（「補正予算書」17 ページを朗読、18～19 ページにより説明）

（詳細について「予算に関する説明書」50～51 ページにより説明）

歳入

1 款 1 項 1 目 特別徴収保険料 令和 2 年度末の調定見込みによる増額するもの。

1 款 1 項 2 目 普通徴収保険料 令和 2 年度末の調定見込みによる増額するもの。

3 款 1 項 1 目 事務費繰入金 高齢者医療制度見直し等のシステム改修にかかる繰入金の増額するもの。

3 款 1 項 2 目 保険基盤安定繰入金 令和 2 年度の保険基盤安定繰入金の年度末見込みにより減額するもの。

歳出

1 款 1 項 1 目 一般管理費 高齢者医療制度見直し等システム改修に係る委託費用。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金 後期高齢者医療保険料の増額により広域連合納付金の増額によるものと、保険基盤安定負担金の令和 2 年度末の見込みにより減額があり、差し引きで増額となったもの。

議案第 4 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 4 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11:50)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (12:54)

議案第11号 矢板市児童館設置及び管理条例の廃止について

○委員長 議案第11号を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長 (田城博子)

(「議案書」20ページ及び条文を朗読、詳細について説明)

この条例の廃止については、矢板市子ども未来館が令和3年2月1日に開館し、令和3年3月31日限りで東児童館が閉館することによるものである。

議案第11号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第11号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○中村委員 今の児童館がある建物は今後どのように活用されるのか。

○子ども課長 学童保育館として使用することになる。

○中村委員 学童保育館もニーズが多かったもので、2館に分けていたと思うが、それを旧児童館に集約して、第2学童が利用していたところはなくなるという認識でよいか。

○子ども課長 そちらは来年度についても同じように運用していく予定である。遊戯室を児童館という位置づけでやっていたが、学童保育の利用が多く、2つともほぼいっぱい状況なので今までどおりやっていく。

○神谷委員 学童保育館になるということだが、それは周知されているという理解でよいか。

○子ども課長 どちらかというとな板児童館が移転するという認識だと思う。児童館というイメージがなく、利用もあまりなかったところである。学童保育館という認識のほうが皆さん強いのかと思う。児童館が移転するというPRはする。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第11号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決された。

議案第13号 矢板市子ども未来館の指定管理者の指定について

○委員長 議案第13号を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(「議案書」24ページを朗読及び詳細について説明)

矢板市子ども未来館については、令和3年2月1日に開館することにより、矢板児童館が1月31日限りで閉館となる。3月31日限りで東児童館も閉館となり、2つの児童館が子ども未来館に統合される。

選定に当たっては非公募とした。矢板市社会福祉協議会はこれまで矢板児童館、東児童館の指定管理者として運営を行ってきた。その運営の評価実績として、施設管理・事業運営に豊富な知識、経験を持ち、現在まで円滑に事業を運営しており、利用者からも好評を得ているところである。さらに児童館において活動している母親クラ

ブ、シニアクラブやボランティア団体等、地域団体との交流も積極的に行い、子ども課の各小学校家庭相談員とも連携を図りながら児童に対して細やかな指導を行い、利用者との継続的な信頼関係を築いている。これらのことから、これまでの実績等を踏まえ非公募とした。なお、非公募にあつては募集要項及び仕様書に基づき指定申請書、事業計画書、収支予算書等の提出を求め、指定管理者選定委員会による書類審査及びプレゼンテーションにおいて質疑応答を経て、慎重に審査した結果、地域の実情をよく理解し、利用者、市、小学校及び地域の団体とも良好な連携を維持している矢板市社会福祉協議会にお願いすることにしたものである。

指定管理期間については、3年2か月であり、指定管理料については議案書に記載のとおりである。

今後も引き続き社会福祉協議会が地域福祉の核となり、市と社会福祉協議会が連携して矢板市の福祉の向上に努めていくものである。

議案第13号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第13号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 「こどものひろば」が駅東口にあったが、子ども未来館ができるから閉館されると聞いていたが、そちらの利用等については今後どうなるのか。

○子ども課長 「ココマチ」の2階にあった「こどものひろば」は9月末で終了し、そちらの遊具については撤去して、子ども未来館1階の広場に移設という形で採用される予定である。

○石井委員 私が知っている範囲では市内より市外から来ている方が多いと伺っているが、利用されていた方は今までどおり活用できるのか。

○子ども課長 こちらは児童館という位置づけではあるが、矢板市内の方に限るとかではない。広くいろいろな方に使っていただくということで、今まで同様に利用されていた方については、新たにこちらにできるといった情報も出しているので、楽しみに待っていて、ご利用いただけるのかなと思っている。

○石井委員 今回、提案された指定管理料は5,900万円となっているが、今までの矢板、東の2館と比べてどの程度高くなっているのか。

○子ども課長 矢板児童館と東児童館を合わせて1,899万円であった。子ども未来館、矢板小学校学童、東学童を合わせると2,426万8千円となっており、社会福祉協議会だけで見ると527万8千円の増となっているが、「こどものひろば」に委託料として810万円支払っていたので、トータルすると282万2千円の減となる。

○石井委員 「こどものひろば」では810万円を運営費として補助していたが、ほとんどが県からの補助という話を聞いていた。市費は入っていないという話だったが、その辺は認識の違いか。財源については補助金だったと思うが。

○子ども課長 地方創生交付金が入っているが、それが今年度で終わるものである。

○中村委員 石井委員の質問に関係するが、今まで学童保育館と児童館が同じ場所で行っていて、児童館だけに移るとなったときに、矢板は近いからいいが、東は少し地理的にも離れているが、具体的には東小学童保育を除いて児童館を利用していた子供たちはどれくらいいて、保護者から遠くなることに對し何らかの話は出ていないか。

○子ども課長 統合するときには、東の児童にとっては遠くなるのではないかと、利用が不便になるのではないかとという話もあったが、実際に利用している児童については、ほぼ学童保育を利用している児童が児童館の遊戯室を利用していたということである。児童館だけを利用していた方はごく一部の限られた人だった。こちらの児童館の利用については、どちらかという土日の利用が多くなるのではないかと推測している。地理的には遠くなるが、今は車での送迎や高学年においては自転車、徒歩でも来れる距離であるので、それほど不便は来さないのかなと思っている。

○中村委員 学童保育を利用している人はほぼ減らないということであれば、そこに係る運営費はそれぞれ東学童保育館、矢板学童保育館もかかると思う。新たに子ども未来館に児童館の機能を持たせると、3か所運営しなければならない。今までの

学童保育と児童館と運営費全体から見た委託の総額は、「こどものひろば」を抜きにしてどう変わるか。

○子ども課長 大きく変わることは、2つの児童館が子ども未来館になることで、建物自体と設備が変わる。1階だったものが2階に、防犯カメラ、Wi-Fiなど設備は今までの児童館と比べ充実した形となるので、初期投資費用は高くなっている。今までの児童館とは違った内容で運営していく予定であるので、指定管理料としては上がっている。エレベーターの維持管理料もあるので今までと違ったところとして額に表れている。

○中村委員 2か所だったのが3か所を維持管理しなければならないので運営費が増えるのかと思っているのだが、そこがどう変わるのかを聞いている。

○子ども課長 今までは児童館と学童保育館が同じ建物でやっていたことにより、児童館で見ていた経費で学童保育に運用し節約できた部分が、分かれたことにより児童館で見ていたものが学童保育館で発生する、逆もある。それぞれ2つを1つでやることにより経費が安く済んでいた部分もあり、額はどうしても増えてしまうところである。

○中村委員 増えるということが確認できたが、「こどものひろば」の800万円を抜いてどれくらい増えるのか。

○子ども課長 令和2年度の指定管理料は矢板児童館が886万円、東児童館が798万円であり、子ども未来館は1,756万9千円なので、児童館だけで72万9千円のプラスになる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 13 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決された。

議案第 14 号 矢板市学童保育館及び泉はつらつ館の指定管理者の指定について

○委員長 議案第 14 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(議案書 25 ページを朗読及び詳細について説明)

現在、社会福祉協議会が指定管理者となっているが、今年度末で指定期間が終了することから、学童保育館 6 館及び泉小学童保育館と同実績がある泉はつらつ館を一括して社会福祉協議会に指定管理するものである。指定管理期間は議案書に記載のとおり 5 年間である。

一括指定の理由としては、これまでの運営実績の評価として施設管理、事業運営に豊富な知識、経験を持ち、現在まで円滑に運営しており利用者からも高い評価を得ているということと、各小学校の家庭相談員とも連携を図りながら児童に対して細やかな指導を行い、利用者との継続的な信頼関係を築いている。さらに 1 つの指定管理者が管理を行うことで、効果的・効率的な管理が可能となり利用者の増減等による予算の弾力的な配分のやりくりができるようになり、経費節減につながる予算運営ができるようになる。

このことから、これまでの実績等を踏まえ非公募とした。今後も引き続き社会福祉協議会が地域福祉の核となり、市と社会福祉協議会が連携して矢板市の福祉の向上に努めていく。

議案第 14 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 14 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 14 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私にご一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(1 3 : 2 5)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長